

令和6年11月30日

利用者各位

豊明市教育委員会 生涯学習課

豊明市福祉体育館指定管理者  
シンコースポーツ中部株式会社

## 施設使用料の改定について（お知らせ）

平素より、豊明市福祉体育館の利用において格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、福祉体育館の専用利用区分及び勅使会館（和室）の施設使用料の一部について、誤って条例の規定を超えた料金を設定・徴収していたことが明らかになりました。深くお詫び申し上げます。

つきましては、令和6年12月1日より、条例に基づいた正規の施設使用料に改定いたします。改定後の料金については、別紙をご参照ください。なお、改定後の料金は令和6年4月1日から遡って適用します。令和6年12月1日受付分より正規の料金を窓口でお支払いいただきます。

改定により、施設使用料のお支払いにつきまして、一部で10円から110円程の差額が生じております。令和6年4月1日から令和6年11月30日までの、規定を超えて受領した施設使用料につきましては、指定管理者より差額を還付いたします。還付手続きの詳細については、現在準備を進めておりますので、準備が整い次第、改めてご案内いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

(別紙)

1. 【使用料】

利用区分		午前	午後	夜間	全日	延長		
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:30~ 21:00	9:00~ 21:00	21時を超え る1時間		
専用利用	アリーナ	入場料の類 を徴収 しない場合	全部	6,750 (10)	9,000 (20)	7,870 (0)	23,620 (30)	2,250 (0)
			4分の3	5,040 (30)	6,720 (40)	5,880 (10)	17,640 (80)	1,680 (0)
			2分の1	3,360 (20)	4,480 (30)	3,920 (10)	11,760 (60)	1,120 (0)
			4分の1	1,680 (10)	2,240 (10)	1,960 (0)	5,880 (20)	560 (0)
		営利を目的としない場合		27,060 (10)	36,080 (10)	31,570 (10)	94,710 (30)	9,020 (0)
		営利を目的とする場合		67,680 (0)	90,240 (0)	78,960 (0)	236,880 (0)	22,560 (0)
	入場料の類 を徴収する 場合	アマチュアスポーツに利用する場合		13,530 (0)	18,040 (0)	15,780 (10)	47,350 (10)	4,510 (0)
		営利を目的としない場合		54,120 (20)	72,160 (30)	63,140 (20)	189,420 (70)	18,040 (0)
		営利を目的とする場合		135,360 (0)	180,480 (0)	157,920 (0)	473,760 (0)	45,120 (0)
	柔道場		2,010 (0)	2,680 (0)	2,340 (10)	7,030 (10)	670 (0)	
	剣道場		2,100 (20)	2,800 (30)	2,450 (20)	7,350 (70)	700 (0)	
	会議室		1,980 (0)	2,640 (0)	2,300 (0)	6,920 (0)	660 (0)	

利用区分		午前	午後	夜間	全日	延長
		9:00~ 12:00	13:00~ 17:00	17:30~ 21:00	9:00~ 21:00	21時を超え る1時間
和室	A	1,110 (30)	1,480 (40)	1,290 (40)	3,880 (110)	370 (0)
	B	450 (30)	600 (30)	520 (30)	1,570 (90)	150 (0)

表中、( ) 書きは、還付する金額を表しています。